国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持・向上及び無償制を財源の面から保障する義務教育費国庫負担制度は、平成１８年に国庫負担の割合が２分の１から３分の１に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。

現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場での様々な支援を必要とする子どもへの対応が複雑化・困難化する中、抜本的な教職員の定数改善や、過去最多となっている不登校の子どもとその保護者への支援を充実させるため、国の予算によるスクールカウンセラー等専門スタッフの全校への常勤配置、そして中学校を含めた３５人学級の導入が必要である。

相模原市では、教育委員会を中心に学校現場における働き方改革に向けた具体的な取組が進められており、着実に成果をあげているが、この取組をより一層、前に進めるためにも、国による財政支援の強化は必要である。

また、教員の未配置については、文部科学省が実施した「『教師不足』に関する実態調査」において、令和３年度と比較して令和７年度は改善の傾向がみられる一方で、相模原市における教員採用候補者選考試験の応募状況は、令和７年度と比較して令和８年度は低い応募倍率となっており、教員の未配置の解消に向けては厳しい状況が続いている。教職員の使命感や献身性に依拠することなく、人材の充実を含めた労働環境の整備を強力に推し進めなければ、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現することはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

１　教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。

２　中学校での３５人学級を計画的に進めること。また、教職員の定数を拡充するとともに、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャル

ワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の充実及び常勤化を図るなど、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

３　教員の未配置の解消に向け、労働条件を改善するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日提出

相　模　原　市　議　会

国　　会
内　　閣　あ　て